

整理番号
(年度一連番)

8 - 4

| 品名 | 規格・品質 | 数量・単位 |
|------------|---------|-------|
| COD測定ガス湯煎器 | 仕様書のとおり | 1 式 |
| | | |
| | | |

| | | | |
|------|-------------------------|---------|---------------------------------------|
| 納期 | 令和8年9月18日 (金) | 見積書提出期限 | 令和8年6月18日 (木) 正午 |
| | | 見積書提出場所 | 盛岡市東見前3-10-2 北上川上流流域下水道事務所経営総務課総務グループ |
| 納品場所 | 都南浄化センター (盛岡市東見前3-10-2) | | |

8 装置の設置

- (1) 指定場所へ搬入し、据え付け、運転可能な状態に調整すること。
- (2) 装置の搬入、据え付け及び調整等に必要な機械器具材料等は全て受注者の負担とする。
- (3) 電源が必要な場合は既設の設備を使用すること。既設設備の加工等を必要とする場合は、納入装置に合わせて受注者が加工及び調整を行い、装置が正常に稼働するようにすること。
- (4) 既設の施設を汚損したときは、受注者の責任で復旧すること。
- (5) 設置作業が完了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分又は撤去し、清掃すること。

9 納入条件

- (1) 最新式で、新品で、日本語に対応していること。
- (2) メーカー基準の据付条件により動作及び性能を確認すること。
- (3) 引渡し後、担当者間協議のうえ取扱説明を行うこと。
- (4) 岩手県内に、製品にかかる本店、支店、営業所又は代理店があり、故障が発生した場合には即時に対応できること。

10 提出書類

- (1) 取扱説明書 1部
- (2) 保証書 1部

11 保証

受注者は、納入後1年以内に発生した当該機器等に係る不具合に対し、使用者の故意又は過失でない場合は、交換又は修理及びメンテナンス等を無償で行うこと。

ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1年以上に渡る場合にはそれを適用する。

12 その他

- (1) 発注者がこの仕様に合致しない機器等が納入されたと判断した場合は契約を無効とし、機器の納入及びその撤去費用等は受注者が全て負担するものとする。
- (2) この仕様書に疑義が生じたとき、この仕様書により難しい事情が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。